

選挙運動のために使用する者の届出書

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 5 項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届出します。

令和 年 月 日

十和田市長選挙候補者

十和田市選挙管理委員会委員長 欠畑 茂治 様

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

備考

- 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載してください。
- 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。